

清瀬市立小中学校の通学区域の見直し

清瀬市教育委員会では、小中学校の教育環境の平準化を図るため、以下のとおり通学区域を変更するものとする。

1. 変更する時期 平成25年4月1日 から
2. 変更する区域 9区域（別紙アからケ参照）

（小学校）

現在の通学区域	見直し対象住所	参照図	変更後の通学区域
第六小学校	竹丘三丁目 10番41~53号、11~14番	ア	第三小学校
	竹丘三丁目 2番、梅園一丁目 4番	イ	
	梅園一丁目 1~3番(旧小児病院ほか)	ウ	第七小学校
第十小学校	元町一丁目 5~10番	エ	芝山小学校
清瀬小学校	元町二丁目 1番	オ	
	元町二丁目 26~28番	カ	

（中学校）

現在の通学区域	見直し対象住所	参照図	変更後の通学区域校
第五中学校	元町一丁目 5~10番	エ	第四中学校
	元町二丁目 1番	オ	
清瀬中学校	元町二丁目 26~28番	カ	
第二中学校	野塩四丁目、野塩五丁目全域	キ	第三中学校
清瀬中学校	中里五丁目 1~21、87~110、 1053~1139番地 中里六丁目 22~78、129~131、152、 161、164、191、195、270、 304~305番地、95番地 8~18号 下清戸二丁目 567~586、 1111~1421番地	ク	
第五中学校	下清戸一丁目 137~151、288~298、 311~371、1176~1181番地 下清戸三丁目 1~6、8~15、23~28、 31、372~398、909~929番地	ケ	

3. 前提とした事項

- (1) 小中学校の教育環境の平準化を図る方策としては、将来の児童・生徒数の減少が推計されていることを踏まえ、校舎の増築や仮設校舎の建設ではなく、市内全域の通学区域の見直しにより解決するものとする。
- (2) 平成24年度末に在学中の児童・生徒は、引き続き卒業まで在籍するものとする。
- (3) 中学校の学校選択制は平成25年度以降も継続するものとし、通学区域の見直しとは別の機会に改めて検証を行うものとする。

4. 激変緩和措置等

- (1) 平成26年度までの2年間は、兄弟姉妹の有無にかかわらず変更前、変更後の学校を保護者の判断により選択することができ、卒業するまで在籍するものとする。
ただし、平成27年度以降に入学する児童・生徒は、兄弟姉妹関係を除いて変更後の通学区域の学校に進学するものとする。
- (2) 児童・生徒及び保護者の経済的及び心理的負担を考慮して、兄弟がすでに在籍している場合に限り、期間を限定せずに変更前、変更後の学校を保護者の判断により選択することができるものとする。

※1 保護者の選択により入学した学校へは、住居移転等の事情を除いて卒業まで在籍する。

※2 兄弟の卒業後、平成27年度以降に入学する弟妹は、変更後の通学区域の学校とする。

※3 兄弟姉妹の関係により、変更前の学校を選択する期間が長期化する家庭では、地域との連携が十分図れないことが懸念されるため、様々なデメリットもあることをしっかり理解した上で、保護者に選択していただくことを求める。

5. 区域別対応措置等（保護者・地域住民からのご意見への対応）

- (1) 元町一丁目5～10番の図（工）の区域
小金井街道の第1踏み切り付近の横断歩道に交通擁護員を配置する。
- (2) 元町二丁目26～28番の図（力）の区域
対象区域の児童は学年に1～2名であり、進学後の生徒への心理的影響を考慮して、平成24年度末現在、清瀬小学校に通学している児童に限り、保護者の希望により清瀬中学校への通学を認める。
※ 保護者の判断により平成25年度以降に清瀬小学校を選択した場合で、清瀬小学校卒業後に兄弟が清瀬中学校に在学していない場合には、変更後の指定校である第四中学校への進学とする。
- (3) 野塩四、五丁目全域の図（キ）の区域
新たに踏み切りの横断が生じるが、対象は中学生であることから、新たな安全対策はとらず家庭及び学校で安全指導を行うものとする。また、八幡神社脇の隧道は、道路認定されていないことから通学路として指定しない。
- (4) 下清戸一丁目、三丁目の一部の図（ケ）の区域
農道への街路灯の設置による通学路の安全対策が図られるまでと期間を限定して保護者の申し出により、第十小学校及び第五中学校への指定校変更を柔軟に取り扱う。ただし、通学路の安全対策が図られたときは、変更後の指定校である第八小学校及び第三中学校への通学を厳格化する。